

# 第1章 総 則

## 第1条(目 的)

本規約は石川県中古自動車販売商工組合(以下「JU石川」と称す)が、開催するオートオークションに関しJU石川とオートオークション参加会員の相互権利義務の定めにより公正で厳正な運営により、事業促進を図り中古自動車販売業界の発展に寄与することを目的とする。

## 第2条(名 称)

石川県中古自動車販売商工組合が運営主催するオートオークションをJU石川オートオークションと称する。

## 第3条(所 在)

JU石川オートオークション会場及び事務所を石川県白山市下柏野町258番地に置く。

## 第4条(会員登録)

JU石川はオートオークションへの参加資格を認めたものを会員登録し会員登録されたものはオートオークションに参加できる。

## 第5条(取引方法)

JU石川オートオークションにおける出品車の売買契約取引は、ポス&コンピューターシステム及び映像システム等を使用し競売方式によって行うものとする。参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

## 第6条(データ所有権)

JU石川が保有するデータ及び作成データの知的所有権・使用权はJU石川に帰属するものであり、また第三者がJU石川に許可無くこれを転載や再利用することを禁止する。

## 第7条(情報の開示)

JU石川は、中古自動車流通促進の為、JU石川におけるオークションデータを利用し開示、情報提供することができる。  
会員は、JU石川が行うデータの利用に関して同意することとする。

## 第8条(決 済)

JU石川は車輛代及びその他に発生する代金については、JU石川の定める期間内に支払うものとする。

## 第9条(契約解除・参加登録解除)

会員登録されたもので、JU石川の会員としてふさわしくないと判断した場合にJU石川は会員の参加登録を解除することができる。

## 第10条(運営上の免責)

JU石川オークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測な事態により運営が出来ない場合には、これによる損害については、JU石川はその賠償責任を負わないものとする。

## 第11条(天災等による車輛損害)

JU石川に搬入された車輛について天災(地震・台風・水害・雹害等)及び、その他JU石川の責に帰することの出来ない事由によって車輛に損害が生じた場合には、JU石川は損害賠償の責任は、負わないものとする。

## 第12条(紛争の仲裁)

JU石川はオークション運営に関連して発生した会員間の紛争について和解を勧告することができる。オークション取引上の紛争について、JU石川は出品店或いは落札店に対して、本規約に基づき公平な立場で和解を勧告し、もしくはその都度紛争当事者にJU石川流通委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。  
会員は、JU石川流通委員会が示した裁定を十分尊重しなければならない。

## 第13条(施 行)

この規約は、平成17年12月より施行します。

## 第2章 会員登録

### 第1条(会員資格)

JU石川が開催するオートオークションに参加することのできる資格は古物許可証取得で、なおかつ常設展示場又は整備工場を有し、このオートオークション規約を遵守することのほか、以下の資格を必要とする。

- ① JU石川オートオークションメンバーに登録されている。
- ② JU中販連オークションメンバーに登録されている。
- ③ 自動車販売店協会に登録されているディーラー各社
- ④ JU石川より参加承認を得た者  
上記①項～④項の該当者でJU石川のポス&コンピューターオークション会員として登録がされていること。

### 第2条(会 員)

第1条に示す有資格者で、JU石川登録参加契約を締結した者をポス登録会員とする。

### 第3条(登録期間)

会員の登録期間及び更新は次に定める通りとする。

- ① 会員の登録期間は登録日より2年ごとに更新とする。
- ② 登録満了3ヶ月前までに当事者双方いずれからも意義の申し立てが無い場合は、更に2年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- ③ 年度会員の登録期間は4月より翌年3月末とする。

### 第4条(登録入会金)

JU石川と登録契約を締結した者は、JU石川に対してポス登録入会金を支払う。

- ① JU石川協会員ポス入会金 3万円 (但し、協会入会費用は別に定める)
- ② 年度会員 他県JUメンバー及びJUメンバー外2万円 (毎年)  
年度会員登録料 4千円 (2年更新)

### 第5条(ポスカード)

1. JU石川が会員登録契約した各会員に対し、1社につき1枚のポスカードを交付する。ポスカードを携帯しなかった会員等はJU石川から、当日限り有効の仮ポスカードを有料にて交付を受けることができる。
2. 当該ポスカードはセリ応札専用とし情報検索端末等の使用は、不可とする。
3. 当該ポスカードは入場時に受付登録を完了したカードのみ応札有効とし未登録の場合、応札不可とする。
4. 会員は自己又は従業員が交付を受けたポスカードを慎重に取り扱わねばならず、当該ポスカード使用して行われた自己又は従業員もしくは第三者についての全て行為の結果に対して、JU石川に責任を負わなければならない。
5. 交付を受けたポスカードを第三者に貸与することは禁止する。

## 第6条(ポストカードの紛失)

1. 会員等は、ポストカードを紛失又は破損した場合は、手数料3千円をJU石川に支払って再発行を求めることが出来る。
2. 会員等は、過失によるポストカードの紛失もしくは管理不履行の結果JU石川又は、他の会員に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
  - \* 仮カード返却なき場合は、実費3千円を請求する。
  - \* 従業員分または、紛失した場合の再発行費用1枚3千円とする。

## 第7条(使用者責任又は連帯責任)

1. 会員は、自己の従業員がオークションに参加して行った全ての取引行為又は、不法行為に対してJU石川及び他の会員に対して民事責任を負わなければならない。
2. ポストカードの紛失・盗難等で第三者による悪用があった場合に生じる金銭を含む一切の責任は全て紛失者の責任とする。

(注 意)

ポスト席を離れる場合は、必ずポストカードは携帯するものとし、ポストカードを差し込んだまま席を離れる第三者に悪戯で使用された場合でも全てポストカード登録会員の責任とする。

## 第8条(契約強制解除)

JU石川は会員下記の事由があるときは予め勧告することなく、当該会員のJU石川への登録参加を解除することが出来る。

- ① 会員が本規約に定められた義務を遵守しなかった場合。
- ② 書類、車輛代金等の決済を怠ったとき。
- ③ 差押、仮差押、滞納処分、競売の申立等を受けたとき。
- ④ 破産、和議、会社整理、会社更生手続開始等の申立があったとき。
- ⑤ 営業の廃止、休止、変更
- ⑥ 会員がJU中商連オークションメンバーでなくなった場合
- ⑦ 会員の連帯保証人がその地位を辞任した場合
- ⑧ JU石川流通委員会が該当会員との契約解除をJU石川に勧告した場合

## 第9条(任意の脱会)

会員が、任意に会員登録契約解除し退会する場合には、JU石川に対し債務等がある場合、精算完了後において契約解除し退会できるものとする。

## 第3章 会員の権利義務

### 第1条(会員の権利)

会員はJU石川が運営するオークションやその他の付随する流通サービスに車輛を出品し落札することができる。但し、その他の流通サービス及び提携するオークションへの参加は規約をもって定めるものとする。

### 第2条(会員の義務)

会員は、本規約並びに付随する諸規則を遵守しなければならない。会員はオークションへの参加際には、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為並びに秩序を乱す行為をしてはならない。

### 第3条(会員権利の制限)

1. JU石川は参加する会員に対して取引条件及び取引における与信限度額を設定することができる。与信限度額はJU中販連登録メンバー以外は、与信額を500万とし、その上限を超える会員は前もって事務局に申出があれば、限度額を変更できる場合がある。
2. 会員が、出品し違法行為等が介在する車輛及び移転書類を取り扱った場合、JU石川の判断により会員権利を制限することができる。

### 第4条(禁止行為)

会員は、下記に定める行為をしてはならない。

- ① 出品車輛をオークションによらず談合によって売買する行為。
- ② 出品車輛を出品店自らがセリ上げる行為、及びそれに類似する行為。
- ③ 事務局・調整室・商談コーナーに許可なく立ち入る行為。
- ④ 会場内や駐車場内に立ち入る行為、及び同伴する行為。
- ⑤ 落札車輛の落札店変更。
- ⑥ 落札車輛の名義人に許可なく連絡する行為。
- ⑦ その他この規約に違反する行為。

### 第5条(罰則)

会員が本規約その他JU石川に定める規則に違反した場合、JU石川は当該会員に対して下記罰則を課すことができる。

- ① オークション参加制限  
・入場停止処分      ・取引制限
- ② 強制退会
- ③ ペナルティの支払

## 第4章 ネットワーク参加規約

### 第1条(目的)

本規定は、石川県中古自動車販売商工組合(以下 JU石川)会員の利便性の向上を目指し、株式会社ジェイ・ユー・コーポレーション、株式会社アイオーク、株式会社オートサーバーが提供するシステムによりオークション参加を可能にした各ネットワーク不在入札サービスを利用するための参加規約を定めたものである。

### 第2条(ネットワークオークション参加登録会員)

1. JU石川に対してネットワークオークション参加申込を申請し、かつJU石川によって参加登録を認められた者。
2. 株式会社ジェイ・ユー・コーポレーション、株式会社アイオーク、株式会社オートサーバー(以下 ネット会員)のネットワークオークション会員契約を締結した会員で、当システムでの取引への参加がJU石川によって認められたもの。

### 第3条(取引条件)

ネットワークオークションに関する取引(出品・落札・代金決済・書類決済・車輛検査・クレーム等)はJU石川の規約規定を適用するものとする。  
尚、株式会社ジェイ・ユー・コーポレーションが運用するJUネット落札車輛の搬出は、車輛代金精算後の搬出とさせていただきます。

### 第4条(契約解除)

JU石川会資格員喪失・各県商組会員資格喪失・各ネット会員資格喪失した場合、JU石川は予め勧告することなく当該会員との登録参加契約を解除することができる。

### 第5条(免責事項)

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、JU石川は一切の賠償債務を負わないものとする。

### 第6条(ネットワークオークション参加にあたっての留意点)

1. オートオークション参加者は、JU石川オークション規約を熟知されているものとみなし対応させていただきます。
2. 出品車を事前に下見し、入札いただくことが基本となっています。下見で確認できる箇所・評価点(目安参考)についてはクレームを一切受付いたしません。
3. 「JUリアルネット利用細則」を熟知されているものとみなし対応させていただきます。
4. 出品車リスト・出品申込書への記載事項に誤りがあった場合は、出品店はセリ前までに事務局にお申し出ください。尚、記載事項に訂正があった場合は、当該車輛のネット入札を削除させていただきます場合があります。
5. その他、詳細はJU石川オークション規約各条項をご確認ください。

## 第5章 車輛・出品・落札

### 第1条(出品店の申告義務)

会員は車輛を出品するに際してはエンドユーザーの立場に立って車輛整備を綿密に行いその仕様、品質、瑕疵箇所を誠実に申告しなければならない。

### 第2条(出品申込み)

車輛出品申込みは、JU中商連様式の出品申込用紙に所定事項を正確かつ誠実に記入申告し誤記入や洩れ等がないよう記入を行うものとする。特に修復歴の有無や走行距離は明確に記入すること。尚、出品店名の記入がない場合、出品取消とする場合がある。虚偽の記載や申告洩れ誤記入等によって発生する問題の全ての責任は出品店が負うものとする。

### 第3条(出品車輛条件及び品質評価基準)

出品車輛は、下記基準に適合したものでなければならない。

- ① 走行に支障なく安全走行ができる車輛であること。
- ② ボンネット、トランク、ドア等が正確に開閉し、検査に支障がないこと。
- ③ エンジン始動ができるバッテリーを有していること。
- ④ 燃料が10リットル以上の残量があること。
- ⑤ 車輛の室内外が検査・下見に支障がない状態に清掃してあること。
- ⑥ スペアタイヤ・ジャッキ・工具を付属していること。
- ⑦ オークション開催日より譲渡移転書類が期限内に決済できること。
- ⑧ 遺失車輛・法的問題車輛(盗難車・差押車・抵当権設定車・偽造車輛)等ではなく、完全な所有権移転が可能である譲渡書類完備した車輛であること。
- ⑨ その他の理由で、JU石川が出品拒否をしない車輛であること。

出品車輛の品質評価基準は、中商連(日本中古自動車販売商工組合連合会)検査基準によるものとする。尚、条件及び細則基準は、別に定めることとする。

### 第4条(出品車輛搬入)

出品車輛の搬入は、下記に定める物とする。

1. 搬入期間は、別に定める搬入規定(第11章 搬入出自間規定)によるものとする。
2. 出品店は、正確に記入した出品申込書を搬入車のダッシュボードの上へのせ、JU石川の指定する搬入場所に駐車すること。
3. 車輛搬入後の出品取り消しは、原則的には認めないこととする。但し、特別な事情で出品取り消す場合でも出品料は徴収するものとする。

### 第5条(車輛の搬出)

搬出期限は、別に定める搬出規定(第11章 搬入出時間規定)によるものとする。

1. 流札・落札に関わらず、JU石川が認めた搬出許可手続き(搬出券の提出)を終えた車輛に限り搬出できる。
2. 搬出車輛の燃料切れによる燃料補給は、搬出者の負担とする。
3. 搬出期限までに搬出されない車輛は、次開催オークションへの出品とみなし出品手続きを代行する。その場合、通常の出品料とし、出品申込書はコピーを使用しない場合は下記代筆料を徴収する。

出品申込書の代筆手数料は下記の通りとする。

新規出品車	代筆料:500円
再出品車	代筆料:500円

- \* 出品申込書の代筆における記入間違いについては全て出品責任になりますので、セリ前までに事前確認を充分に行うものとする。
- 4. 外部ネットワークによる落札車輛については入金決済後の搬出とする。
- 5. 高額車輛(落札金額300万円以上の車輛)及び落札金額に関わらず10台以上の落札取引については入金決済後の搬出とする。

#### 第6条(車輛の保管義務)

- 1. JU石川は、出品車輛及び落札車輛を本規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管するものとする。
- 2. 出品車輛・落札車輛をJU石川が保管中に自然災害によって損害を被った場合、JU石川は損害賠償の責任を負わないものとする。

#### 第7条(長期残留車及び放置車輛の罰則と強制処分について)

- 1. 流れ車輛及び落札車輛で次回再出品しない車輛は木曜日17時までに搬出するものとする。
- 2. 第1項が遵守されない場合は長期残留車として下記のペナルティを科すものとする。
  - 最終出品開催日から6日以上搬出されなかった場合 5,000円/1台
  - 以降7日毎につき 10,000円/1台
- 3. 残留車ペナルティはオークション計算書に計上し請求する。  
会場外に放置されている車輛は現所有者を追跡し、下記のペナルティを科し厳重に処分する。放置確認日より1日毎に5,000円請求する。
- 4. 再三の引取り要請に関わらず引取りがない場合、自動車リサイクル法、次回AA、除雪等の問題が生じるため、実費請求にて所有社まで陸送するものとする。



## 第6章 取 引

### 第1条(参加条件)

オークションへの参加は、JU石川のポス & コンピューターシステムを理解熟知していることを条件とする。

### 第2条(出品店遵守事項)

1. セリ順に従い出品店は自己の出品車輛がセリ上げの4～5台くらい前までに価格調整室に向くこと。
2. 出品店はセリ上げ状況を確認し、価格調整人に対し意思表示しなければならない。
3. 出品店は自ら出品した車輛の出品申込書や出品車リスト等に誤記入等を発見した際に事務局に報告し誤りをセリ前までに訂正すること。訂正されていない場合、クレーム処理する。尚、訂正内容が重大であるとJU石川が判断する場合は、セリは流札扱いとする場合がある。

### 第3条(落札店遵守事項)

1. 落札店は事前に出品車の現車を十分に下見したうえでオークションに参加する義務がある。
  2. セリは明朗・公正・迅速をモットーにポス & コンピューターによって最高値をつけた者を落札者とする。
  3. 前回分の車輛代金が未入金の場合、JU石川の裁定によって禁止又は制限する場合がある。
  4. JU入札ネット及びJUリアルネットで落札された場合、入金後搬出とする。
- \* JU石川は、各会員の過去6カ月間取引実績金額の平均を与信金額とし、その金額を大幅に超過する取引があった場合、当該会員に対して車輛代金決済後に車輛搬出をすることを通告することができる。

### 第4条(売買契約取引の契約解除)

成約車輛の売買当事者双方は、セリ中に限り、互いに相手方に対して、下記の違約金を支払うことで当該車輛の契約を解除することができる。この場合の手数料(成約料・落札料)は契約解除の申出人がJU石川に対して支払うものとする。尚、クレームによるキャンセルはその限りではない。

車輛価格 199,900円以下	解約ペナルティ 10,000円
車輛価格 200,000円以上	解約ペナルティ 50,000円

\* 但し、当日限りで搬出後は認めない。

### 第5条(出品車の調整及び調整人権限)

1. セリ機の操作(アジャスター)はJU石川職員、又はJU石川流通委員会が行う。
2. スタート価格、希望価格、代行価格を出品票に記入すること。
3. スタート価格と売切り価格の差は、30万円程度を目安とし調整人は状況等により価格の変更をできる権限がある。
4. 調整は、調整室において出品店が調整人に申し出て行うものとし、出品店が不在の場合、代行価格の下3万円の権限で売切り処理をする。代行価格未記入の場合は希望金額の下3万円で売切り処理する。

## 第6条(商談)

1. 会員が流札車輛の購入希望する場合は、オークション開催中に商談申し込みすることが出来る。
2. 商談受付は商談コーナーにて受け付けるものとする。申込者は指定の手続きを行い出品店と合意し出品店の了解がとれた時に成約するものとする。
3. 商談申込者、出品店は、商談コーナーからの呼出に迅速に出頭しなければならない。
4. セリ前・セリ後の直接商談は受け付けない。

## 第7条(車輛搬出)

JU石川の定める搬出規定(第4章5条、第11章)に従い搬出することとする。

1. 会員は車輛搬出時に出品票と車輛のチェックを行うこと。搬出後における車輛の損傷・盗難等に関してJU石川は一切責任を負わない。
2. 搬出は、JU石川が定める期間内に行うものとし、期間外についての搬出は認めない場合がある。

## 第8条(譲渡書類関係)

1. 出品店は成約車輛について必要な譲渡書類及び自賠償保険証書を添付しJU石川が定める期限内までにJU石川に提出しなければならない。
2. JU石川は、落札店より入金確認後に譲渡書類を引き渡すものとする。(但し、成約車輛との相殺の場合は、成約車輛書類提出後となる。)
3. 落札店はJU石川が定める期間内(翌月末まで)に移転登録又は抹消登録を完了しなければならない。
4. . .落札店は移転登録及び抹消完了後、速やかに車検証の写しを提出しなければならない。

## 第9条(免責事項)

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、JU石川は一切の賠償責務を負わないものとする。

## 第10条(禁止事項)

JU石川において、下記の行為は禁止する。

1. 出品車輛を出品店自ら落札しようとする事、又はそれに類似する行為。
2. 事務局、調整室にみだりに立ち入ること。
3. 名義貸しによる出品、落札行為によるポス変更行為。

## 第7章 代金決済

### 第1条(落札店の車輛代金決済)

1. 落札店は落札車輛の車輛代金・自動車税相当額及び手数料等をオークション開催日を含め7日以内(翌週の火曜日17時まで)に支払わなければならない。小切手の入金はJU石川での着金確認をもって決済とする。
2. 落札店がJU石川に対して支払うべき債務が存在する場合及び延滞時には、JU石川は債務者に対して当該債務を完済するまで落札店に車輛引渡しを拒むことができる。車輛代金を延滞した場合は次回開催の取引は出来ないものとする。
3. JU石川に対して債務が存する場合については次回オークションの参加を制限し落札行為はできないものとする。
4. 車輛代金等を次回開催や複数回における相殺決済は受付しない。

### 第2条(成約車輛代金等の支払)

1. 当該オークション前での成約車輛すべての譲渡書類がJU石川に決済されていること。
2. 出品車輛の成約車輛代金の支払は当該開催の譲渡書類一式を全て完備したものがJU石川事務局に到着後、各出品料・成約料等の手数料と精算相殺して支払決済を行うものとする。
3. 前回開催までに発生している債務が存する場合、JU石川は当該成約車輛代金支払時に当該債務と相殺して決済を行うものとする。
4. 高額車輛(成約金額300万円以上の車輛)及び特殊車輛(フォークリフト、建設重機、シニアカー等)について、JU石川は落札代金の立替払いはせず、落札店からの入金後に出品店に成約代金を支払うものとする。

### 第3条(罰則規定)

JU石川へ参加できる会員がJU石川に対して債務の支払を怠った場合、オークション開催日より8日間を超えた日より1台につき1日営業日毎に2,000円の延滞ペナルティを支払うものとする。

### 第4条(書類の完備)

出品店は成約車輛について以下の譲渡書類を完備提出しなければならない。

1. 全国いずれの陸運支局及び検査登録事務所でも登録可能な書類で、自賠責保険証及び原則として承認請求書の添付を必要とする。
2. 譲渡書類の有効期限等は別に定める。
3. 出品申込票に登録番号が明記されたものは、名義変更扱いとして継続車検に必要な書類を完備するものとする。
4. 譲渡書類は差し替え可能な書類を提出するものとする。
5. 二重移転や相続書類等で差し替え不可能な書類や、地域によって必要書類の扱いが異なる可能性のあるものは、全て自社名義にしたものを提出するものとする。
6. 譲渡書類の授受や問い合わせは全てJU石川を介して行うものとする。

### 第5条(書類不備)

1. 第4条5項における書類の受理は原則として書類不備扱いとする。
2. ナンバープレートの取り外し忘れで抹消書類が提出されなかった場合は、原則として抹消時点で到着完備とし継続検査が可能でも書類不備扱いとする。

## 第8章 書類規定

### 第1条(書類・代金決済)

本規定は、JU石川の移転登録書類、車輛代金の受け払い及び自動車税の処理について定める。

### 第2条(書類・ナンバーの取扱い)

移転登録書類(車検付き車両の書類)、抹消登録証明書及び当該車輛の登録ナンバーの取扱い

#### 1. 移転登録書類の完備条件

- ① 移転登録書類の有効期限はオークション開催日の翌月末日迄以上のものでなくてはならない。
- ② 全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転可能であること。
- ③ 原則自社名義で出品すること。書類差し替えに応じられない車輛は、出品を受付けない。

第2条に該当しない移転登録書類は書類不備とし、出品を受付けない。

#### <ご注意>

- ① 二重移転書類(会社閉鎖、解散登記を含む)及び相続移転書類は各地域によって必要書類が異なる場合がある為受付しない。従って、自社名変の書類として出品するものとする。
- ② 車検切れの場合、もしくは名義変更期限内に車検が切れる場合でも登録ナンバーが現車についてセリにかけられた場合は出品店にて継続検査用書類が準備できるものとみなす。

#### 2. 登録ナンバープレートについて

映像撮影が終了した出品車輛の登録ナンバープレートを取り外す事を禁止する。セリが終了した成約車輛の登録ナンバーは当該車輛の落札店の許可なしで取り外す事を禁止する。抹消する為にナンバーを外す場合、前もって出品申込用紙にその旨を明記しておくこと。車検有りの場合、封印を要する車輛に関しては必ず登録ナンバーを取り付けた状態で出品すること。尚、登録ナンバーを取り付けていない車輛については出品を認めない。

3. 成約となった移転登録書類・抹消登録証明書は、オークション開催日(水)を含む10日間(翌週の金曜日17時まで)以内にJU石川へ提出するものとする。

### 第3条(書類決済・移転登録等の提出遅延についての罰則)

1. 移転登録書類・抹消登録証明書の引渡しを遅延した場合、落札店に下記損害金を支払わなければならない。(但し、落札店がオークション規約第7章・第1条に違反した場合はこの限りではない。)
2. 出品店移転登録書類・抹消登録証明書決済遅延及び落札店移転登録遅延の罰則  
出品店が移転登録に必要な書類及び抹消登録証明書の全部及び一部の引渡しを書類提出期限を超過しても書類を提出しな場合には、当該出品店は下記の損害金を支払わなければならない。  
書類提出遅延ペナルティ 1万円 以降、1営業日(JU石川)毎に2千円を加算
3. オークション開催日から21日を経過しても書類決済がない場合は車輛を返品の上、10万円の違約金を徴収し、買手の取引に損害を与えた費用も流通委員会の裁定により徴収する。
4. 移転登録書類・抹消登録証明書について不備不足があった場合、その内容により実費を徴収する場合があるものとする。
5. 移転登録等の書類の有効期限が開催日の翌月末日迄ない場合は、以下の処理とする。

<出品申込用紙に記入がある場合>  
出品申込用紙記入の期日で処理するものとする。

<出品申込書に記入がない場合>  
落札店の了解を得た上で早期名変手数料 1万円を出品店より落札店に支払い処理する。但し、落札店より了解が得られない場合は当該書類の差し替え。

#### 第4条(書類確認義務)

1. 落札店は受領書類の確認義務を負い、不備があった場合は速やかにJU石川へ申告するものとする。
2. 落札店より書類不備が発覚した場合、出品店は落札店申告日より7営業日以内に完備しなければならない。7営業日を過ぎても解決できない場合は、8営業日より1日当たり2,000円の遅延ペナルティを落札店へ支払うものとする。

#### 第5条(書類差し替え)

1. 落札店における委任状、印鑑証明書及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差し替えは、JU石川を仲介し、出品店に規定のペナルティを支払った上で差し替えを行うものとする。

書類差し替えペナルティ	
有効期限の失効	30,000円
書き損じ	10,000円

但し、差し替えの原因が明らかに出品店の責任とみなされる場合はこの限りではない。(例：捺印のみされており、正しく記入がされていない書類) 場合によっては、出品店に実費を請求する場合があるものとする。

2. 出品店は依頼を受けた後、その差し替えに日数を要し当該車両に問題が発生した場合でも免責とする。(但し、出品店責任の場合はこの限りではない。)
3. 差し替えは全てJU石川を仲介するものとし、名義人に直接差し替えを依頼した場合及び移転登録等の書類差し替えに応じられない車両は、JU石川流通委員会の裁定によりペナルティを科すものとする。

#### 第6条(抹消)

ナンバー付き車両に関し、出品店へ抹消を依頼する場合は、オークション開催中に限り商談受付にて受付をする。

出品店は速やかに、落札店の車両搬出前にナンバーをはずす。

#### 第7条(名義変更)

1. 名義変更期限はオークション開催、翌月末までとする。
2. 車検付落札車両について、名義変更期限の翌月2日迄にJU石川事務局迄名変結果を報告する。未到着の車両に関しては、全車JU石川にて「現在登録証明」をあげる。尚、その費用(2,000円)は落札店の負担とする。
3. FAXでのご連絡の場合、必ずJU石川に到着の確認をする。万一、送信ミスによるFAX未到着であり、電話確認が無き場合は、送信なしとみなします。(名義変更期限の翌月2日迄と同じくJU石川事務局までFAX・郵送による名変結果通知を報告する。不通知の場合は名義変更遅延ペナルティと同額を科すものとする。)  
(注)抹消された場合、必ず抹消日の翌月2日までに名義変更結果をご報告ください。  
以降にご提出いただいた場合、自動車税を返金できない場合があります。  
(名義変更結果提出後に抹消された場合も同様とします。)  
軽自動車の自動車税の税留めは落札店が責任をもって行なうものとする。

#### 4. 名義変更の遅延についての罰則

落札店が期間内に移転登録を行わなかった場合は、ペナルティ対象とする。  
ペナルティは下記のように定める。

名義変更遅延ペナルティ	
名義変更期限より 1日～ 7日遅延	10,000円
名義変更期限より 8日～ 14日遅延	20,000円
以降7日毎に	10,000円加算

但し、名義変更遅延の原因が明らかに出品店の責任である場合は、この限りではない。

(例：書類不備による差替え等)

## 第8条(車輛代金決済)

### 1. 落札車輛の決済

- 決済期限・・・オークション開催日より7日以内(翌週火曜日迄)
- 決済方法・・・銀行振込または現金持参が原則。小切手の場合は、JU石川資金化後の入金扱い。尚、小切手の場合、資金化に3~4日かかる為、書類の発送の遅れ、翌週オークション前日までに資金化されない場合は、翌週オークションは未入金扱いとなり参加不可となりますのでご注意ください。
- 相殺・・・複数開催に亘るオークション取引の相殺決済は受付いたしません。
- 遅延ペナルティ・・・オークション開催日より7日(翌週火曜日迄)を越えた場合、1日当たり2,000円/1台とする。

### 2. 出品車輛の決済

- オークション開催毎の成約車輛全ての書類が決済されていること。
- 決済されている書類は全て完備であること。
- JU石川は上記条件を満たしたとき、その翌日に成約代金を出品店に支払います。尚、支払い以前にJU石川に残債がある場合は、それを相殺した上で支払います。

## 第9条(保証書後日渡しについて)

保証書とは、メーカー発行新車時の事及び、保証継承可能なものをいう。  
(保証書が紛失もしくは紛失とみなされた場合は第9章・第7条を参照。)

### 1. 出品店ご留意事項

- ① 保証書は必ず成約時に移転登録書類等と同じくJU石川事務局へ提出下さい。
- ② 車内積み込みにて紛失の場合は全て出品店責任とする。
- ③ 万一、書類と別になった場合、JU石川より問合せ日より6日以内にJU石川事務局迄提出下すること。7日を経過しても到着しない場合は、保証書紛失とみなしペナルティ又はキャンセルの対象となる。

- \* 保証書期限内とは、メーカー保証期間有効なもの。新車新規登録日より5年以内(オークション開催月まで)、走行10万km未満の車輛。但し、期限内でも現車が修復歴、未整備等でメーカー保証が受けられない場合は、保証期限以降と同内様とする。

### 2. 落札店ご留意事項

- \* 出品申込書に「保証書有」と記載がある車輛を落札された場合、必ずJU石川より到着した書類に保証書が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかにJU石川迄請求する。JU石川の書類発送日より7日以降ご請求は無効となる。

## 第10条(記録簿後日渡しについて)

記録簿とは、2年点検記録簿(前回車検時のもの)の事をいう。但し、新規登録で未車検の場合は12ヶ月点検記録簿のことをいう。

### 1. 出品店ご留意事項

- ① 記録簿は必ず成約時に移転登録書類等と同じくJU石川事務局へ提出下さい。
- ② 車内積み込みにて紛失の場合は全て出品店責任とする。
- ③ 万一、書類と別になった場合、JU石川からの問合せ日より6日以内にJU石川事務局迄提出すること。7日を経過しても到着しない場合は、記録簿紛失とみなし下記に定めるペナルティの対象となる。

- \* 記録簿が紛失もしくは紛失とみなされた場合 ペナルティ 10,000円

### 2. 落札店ご留意事項

出品申込書に「記録簿有り」と記載がある車輛を落札された場合、必ずJU石川より到着した書類に記録簿が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかにJU石川迄請求する。JU石川の書類発送日より7日以降ご請求は無効となる。

### 第11条(自動車リサイクル料金)

1. 自動車リサイクル料金預託済み車輛は、リサイクル預託金額を出品申込書へリサイクル券・B券の金額を正確に記入する。(未記入の場合、未預託とみなし精算は行わないものとする。)
2. リサイクル料金の記入がある場合は預託済みとしてセリを行い、精算書にて車輛代とは別に精算する。
3. 預託済みの場合、譲渡書類にリサイクル券が必要となる。書類受付時にリサイクル券(A券・B券)がない場合、書類不備扱いとする。
4. 預託金額に相違が発覚した場合は確認後、次開催オークションにて再精算を行う。又、落札店からの預託金額相違の申告は書類発送後7日以内とする。

### 第12条(法的問題車輛)

抵当権設定車及び差し押さえ等の事実が後日判明し紛議になった場合、あるいは当該車輛の移転登録書類が偽造された場合もしくは前歴に偽造書類をもって移転登録がなされている場合は、この責任は出品店にあるものとし、出品店は全責任をもって(当該費用を含む)当該問題の解決に当り処理を行うものとする。又、第三者によって当該車輛及び移転登録書類等が法的に押収、差し押さえされた場合であっても、その理由の如何を問わず、問題発覚時に速やかに当該車輛の車輛代金ペナルティ、JU石川の認める諸経費等をJU石川に返金支払いするものとする。

### 第13条(保証金)

1. JU石川は落札店に対し、下記に定める金額を移転登録保証金の意味で、県内外を問わず一律10,000円を預る。
2. 預り自動車税及び保証金は当該車輛が落札の時点で、車輛代に併せて請求。
3. 預り自動車税及び保証金は移転登録又は抹消後、車検証の写しをJU石川に届けることによって返金。
4. 返金処理については、落札店から月末までに落札車輛の名義変更の結果報告を受付けたものは、翌月初回AA計算書にて返金処理をするものとする。

### 第14条(自動車税)

1. 自動車税の税額は全て石川県で定められた税額を基本とする。
2. 自動車税は当該車輛が落札の時点で、車輛代金に併せて精算。
3. 自動車税の負担はオークション開催日の当月までを出品店負担とし、翌月以降より落札店の負担とする。
4. ナンバー付車輛について  
平成18年4月より、地方税制改正に伴い、自動車税移転登録の転出入による自動車税の月割り納付及び還付が廃止されます。  
つきましては、つきにより規約変更いたします。

自動車税相当額の扱い		
普通車	県内	未経過相当月額精算
	県外	

\* 県内外ともに毎開催単位で配分精算いたします。

<継続検査用納税証明書について>

ナンバー付き成約車両で、AA開催年度の翌年度5月末日まで車検満了となる場合は、移転登録書類には、継続車検に必要な納税証明書は次により取り扱います。

継続検査用納税証明書の扱い	
① 車検満了日が開催月 翌月以内	(注) 移転登録書類と同時
② 車検満了日が開催月 翌月以上	移転登録書類と同時または 落札店より請求後10日以内

(注) ①の車両で継続検査用納税証明書提出が出来ない場合は書類不備扱いになります。

5. 軽自動車は年税のため、月数で分割はしない。年度末3月オークションに関しては、次年度自動車税は落札店の負担とする。
6. 軽自動車の税止めは落札店が責任を持って行う。名義変更時、軽自動車の税止めを怠り翌年出品店(旧使用者)に納付書が届いた場合 ペナルティ 10,000円
7. 還付請求権譲渡書の取り扱いについて

還付請求権譲渡書は出品店で保管管理するものとし、JU石川では取り扱わないものとします。

(注) 抹消された場合、必ず抹消日の翌月2日までに名義変更結果をご報告ください。

以降にご提出いただいた場合、自動車税を返金できない場合があります。

(名義変更結果提出後に抹消された場合も同様とします。)

後日出品店に請求し、落札店に精算いたします。(還付委任状は出品店で保管し還付請求してください。)

8. 名義変更期限はオークション開催、翌月末までとする。

第15条(自動車税未納)

1. 同一県内落札において、車検時に自動車税の滞納があった場合に落札店は納税義務者に代わって滞納金を納付できるものとする。
2. 前項の場合、出品店は落札店に対して滞納金および未納ペナルティ10,000円を支払うものとする。



## 第9章 紛争の仲裁クレーム規約

### 【趣旨】

出品自動車の商品から生じる品質について生じる紛争について売買当事者双方は、本章「クレーム規約」に従い、建設的に解決し、オークション秩序の維持と公益性をはかることを目的とするものとする。

### 第1条(権利義務・解決)

1. JU石川により売買成立する出品店・落札店の売買契約については、民法・商法の規定に先立ち、本クレーム裁定の定めを本規約が、第一次的な権利義務関係の基準となり、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものである。
2. JU石川はオークションによる中古車売買についての双方の紛争解決をするためにクレーム裁定を行うものとし、裁定の内容は売買契約の解除・車輛成約代金の減額、必要部品の支給、及びJU石川が必要と認めたその他和解方法で解決する。

### 第2条(出品店申告義務)

出品店は出品車輛を出品に際し予め車輛点検し、不具合箇所等は自己申告するものであり、自己申告に欠ける瑕疵箇所等発覚で生じたクレーム及び紛争は、出品店責任に帰するものとする。

### 第3条(落札店の車輛確認義務)

1. 落札者は、落札する場合出品車輛を十分に下見等で確認を行い、また落札後も十分確認を行い申告期限内にクレーム申し立てを行わなければならない。
2. ネットワーク等々で外部からの落札においても下見代行を依頼する等、各種サービスを利用して車輛確認を行い参加するものとする。

### 第4条(クレーム申し立て方法)

1. 落札車輛に対してクレームを申立てする場合必ず、JU石川を通して行うものとする。
2. 落札店は、JU石川が定めたクレーム申し立て期間内に本クレームの趣旨を理解したうえでクレーム申し立てすること。
3. クレーム申し立ては落札車輛1台に対して、1回の申し立てとする。但し、別に定める通常クレーム以外の期間を有する場合の申告は除く。
4. メーカー保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して行うものとし保証書継承に伴う費用(点検整備料)は出品店が手数料の負担をしなければならない。

### 第5条(クレーム受付期間)

1. クレーム申し立ては、オークション開催日を含めて6日以内(開催日翌週の月曜日 午後5時までとします。)但し、遠隔地会員(北海道・東北・四国・九州・沖縄ならびにこれに準ずる地域)については6日以内に落札店へ車輛が到着していない場合に限り7日以内(開催日翌週の火曜日午後5時までとします。)
2. クレーム受付期間延長を申請する場合、JU石川が認める事項で、天災地域や荒天によって車輛輸送が困難の場合、JU入札ネット指定陸送業者を利用時に延長を認める。但し、その他輸送業者の都合や落札店指名陸送業者・落札店の都合での延長は認めないものとする。
3. その他の事由により別に期間を定めるもの。但し、クレーム受付期間内にてクレーム延長申請を行ないJU石川が認めた事項に限る。

## 第6条(クレーム申告期間)

1. 落札車輛の内外装の損傷、色違い・ドア数等、現車確認できるとJU石川が認めたものについては、オークション開催日当日搬出前までの受付とする。  
容易に取り外しができる標準装備品や外品のパーツについては、オークション開催日当日搬出前までとする。但し、出品店がセールスポイントなどにリスト記入している場合について取り外し可能なもので「事務局預かり・後日送り」の作動不良発覚は、部品発送後5日以内とする。
  2. 落札車輛の機能機構の不良不具合や出品票の記入事項が相違の場合は、オークション開催日を含め6日間とします。
  3. オークション出品票の記載事項相違であっても車検証のみで確認が可能事項についてはJU石川より書類発送後5日以内とします。
  4. 落札車輛の機能機構不良不具発生したクレームに対しJU石川が出品店に減額請求、又は現品支給の要求ができる。但し、JU石川がクレームとして受理できないと判断した場合を除く。尚、現品支給は5日以内に直送もしくは、JU石川まで出品店送料負担で送付し、JU石川より落札店へ着払いで送付する。期間内に現品支給がない場合は、支給意志なしとみなし、減額請求にて処理する。
- 上記内容・その他について別紙一覧表に定める。

## 第7条(クレーム処理 細則)

[クレーム受付期間が開催日当日から6日間以内のもの]

1. 出品車の出品申込書記載事項、セールスポイント記載事項(MT・AC・PW・PS等)その他注意事項記入欄記載事項との相違でキャンセル扱いとなった場合、出品店負担ペナルティは下記の通りとします。  
\* 10,000円+落札料+成約料+往復陸送費用
2. 修復歴が判明しキャンセルの場合  
ノーペナルティ(落札+成約料+往復の陸送費用がかかります。)
3. 車名誤記入で相違のキャンセル扱いとなった場合、  
ノーペナルティ(落札+成約料+往復の陸送費用がかかります。)

[クレーム受付期間が書類発送当日から6日以内のもの]

1. 車検証有効期間の申告誤りは、次の通り精算するものとします。  
\* 値引きの場合 1ヶ月(普通車 5,000円 軽自動車 3,000円)×残り月数  
  
落札店がキャンセルを申し出た場合  
\* 10,000円+落札料+成約料+往復の陸送費用  
\* 車検付き出品車輛が抹消されていた場合 20,000円+実費
2. 出品車のグレード・排気量・ミッション乗せ替え(AT-MT、MT-AT)など車検証等でのみ確認が可能な事項の申告違いによりキャンセル扱い場合のペナルティ  
\* 10,000円+落札料+成約料+往復の陸送費用
3. 営業車・レンタカー・教習車・身障者用車(リース車は、自家用とみなします。)の車歴の未申告のペナルティ  
\* 10,000円+落札料+成約料+往復の陸送費用

#### 4. 保証書について

- ① 保証書無しのクレーム受付については、書類発送当日から5日以内とします
- ② クレーム受付から、発送・再交付の期限は3週間とし、その時点でも対応が出来ない場合は値引き処理とします。
- ③ 保証書・記録簿については、書類と共に事務局に提出するものとします。
- ④ 出品車の中に詰んだままで紛失した場合は、出品店責任となります。
- ⑤ 保証書が提出出来ない場合次の通りの処理といたします。

保証期間内	値引き3万円 or ノーペナルティキャンセル+陸送費
保証期間外	値引き1万円 or ノーペナルティキャンセル+陸送費

\* その他、別紙クレーム裁定基準を参照

[その他事由により別に期間を定めるもの]

1. 走行メーターの改竄が判明した場合【開催日より180日以内】  
\* キャンセル+キャンセルペナルティ10万円+陸送費+諸経費
2. 出品店改竄が判明した場合【開催日より180日以内】  
\* キャンセル+キャンセルペナルティ10万円+商組へ10万円+陸送費+諸経費

中販連オークションの社会的使命に立脚し、メーター改ざん車を認知することは出来ません。メーター改ざんは詐欺行為であり、改ざん発覚の場合は出品店が全責任を負わねばなりません。(但し、JU石川流通委員会の裁定に従うものとします)

3. 消火器噴霧車が判明した場合【開催日より30日以内】  
\* キャンセル+陸送費+諸経費
4. 接合車と判明した場合【開催日より30日以内】  
\* キャンセル+陸送費+諸経費  
(出品時の修復歴表示の有無に関わらず対象とする)
5. 冠水車が判明した場合【開催日より90日以内】  
\* キャンセル+陸送費+諸経費
6. 盗難車・遺失車輛が判明した場合【無期限】  
\* キャンセル+キャンセルペナルティ10万円+陸送費+諸経費
7. 法的問題車輛が判明した場合【無期限】  
\* キャンセル+キャンセルペナルティ10万円+陸送費+諸経費

7・8の事項等が発覚した場合、当該車輛の出品者が全責任を負うものとし、第三者により当該車輛及び移転登録書類が押収・差し押さえされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時速やかに車輛代金・キャンセルペナルティ・JU石川が認める諸費用をJU石川に返還するものとする。

[その他]

名義変更前の交通違反罰則 落札店が落札車の名義変更前、当該車輛にて交通違反や不法放置した場合等

\* ペナルティ5万円+諸経費

第8条(クレーム免責及び非対象の事項)

以下に該当する事項はクレーム事由について売買契約解除、代金減額請求をJU石川は認めないものとする。

- ① クレーム申し立て中に第三者に転売及び他のオークションに出品し成約した場合。
- ② クレーム申し立て前または申し立て中にJU石川に許可なく修理加修を行った場合。
- ③ クレーム申し立てから7日以上経過し、かつ申し立て者より何らの経過連絡が無い場合。
- ④ 落札車輛代金が20万円未満の車輛の不具合箇所等。但し、A点発覚、及びエンジン、ミッション、デフの修理で復元しないものは除く。
- ⑤ 初年度登録から10年以上経過又は、走行距離が10万km以上(走行\* \$ #含む)における機能機構不良。但し、JU石川が大きな瑕疵と判断する場合はこの限りではない。
- ⑥ 初年度登録より10年以上経過した電装品の不良。但し、出品申込み票のセールスポイントに記入がある場合には対象。
- ⑦ クレーム評価金額が20,000円未満の場合。(部品代としての金額、工賃は含まない。)
- ⑧ 落札車輛を国外へ輸出した場合。但し法的に問題が発生した場合、JU石川は合法的な措置で対応する場合がある。  
前項の場合であっても、JU石川が減額請求相当であると判断した場合この限りではない。
- ⑨ 輸入車・修復歴車・評価無・商談落札車・成約金額10万円以下の車輛についての不具合箇所。但し、出品申込 票のセールスポイントに記入項目・エンジン・ミッションの不具合は対象。
- ⑩ その他JU石川が判断する事由の場合
- ⑪ 輸入車については、原則ノークレームとする。但し、JU石川が大きな瑕疵と判断する場合を除く。
- ⑫ 年式・グレードが現車よりUP・ありえないグレードの場合、原則ノークレームとする。
- ⑬ その他、別紙クレーム裁定基準を参照

上項の場合においてもJU石川が代金減額等の必要があると判断した場合はこの限りではない。

第9条(規約改正権及び規定遵守義務)

JU石川は、本規約を実施しオークションの迅速・公平な運営を実現するためにこの規約を定めるが、この規約に改正が必要と判断した場合、JU石川は規約改正をすることができる。また、会員はこの規約及び改正後の規約並びの細則を遵守する義務を負う。

## J U石川クレーム裁定基準

	クレーム事項	クレーム受付期間							備考
		一般車	A点車	20万円以下	10万円以下	外車	改造車 無 評価	商談車	
内装	①内装焦げ・切れ・しみ・スレ	×	×	×	×	×	×	×	当会場が相当と判断した場合に限る。
	②異臭・雨濡れ	6日間	×	×	×	×	×	×	当会場が相当と判断した場合に限る。
	③ダッシュ・グローブボックス等の不良、内装改造	当日搬出前	×	×	×	×	×	×	当会場が相当と判断した場合に限る。
	④標準装備品の欠品	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	部品代2万円以上のものとする。
	⑤ジャッキ・工具・スペア・8ナンバーキットの欠品	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	部品支給もしくは値引きとする。
外装	①硝子	当日搬出前	×	×	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	②車体色違い	当日搬出前	×	×	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	③色替え	6日間	6日間	6日間	×	6日間	×	×	必要により再検査とする。
	④鉄粉・P付着	6日間	×	×	×	×	×	×	必要により再検査とする。
	⑤ひょう害	6日間	×	×	×	×	×	×	必要により再検査とする。
	⑥塩害	6日間	6日間	6日間	×	6日間	×	×	必要により再検査とする。
	⑦レンズのヒビ・割れ・ドアミラー損傷	当日搬出前	×	×	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	⑧タイヤ・ホイール規格外・スタットレス	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	⑨標準装備品の欠品	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
電装	①P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前	×	×	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	②マルチ・テレビ・ナビ不良	6日間	6日間	6日間	×	6日間	×	×	新車登録より10年未満・走行10万km以内
	③オーディオ不良	搬出前	×	×	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	④サンルーフ不良	6日間	×	×	×	×	×	×	新車登録より10年未満・走行10万km以内
	⑤エアコン不良	6日間	×	×	×	×	×	×	新車登録より10年未満・走行10万km以内
	⑥セルモーター不良・ダイナモ不良	当日搬出前	×	×	×	当日搬出前	×	×	搬出後はノークレームとする。
	⑦メーター類不良	6日間	6日間	6日間	×	6日間	6日間	×	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上
機構	①マフラー不良(腐食等)	当日搬出前	×	×	×	×	×	×	搬出後はノークレームとする。
	②クラッチ滑り	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	×	当日搬出前	×	×	搬出後はノークレームとする。



	クレーム事項	クレーム受付期間							備考
		一般車	A点車	20万円以下	10万円以下	外車	改造車	商談車	
表示違い	⑦型式・排気量・並行車・職権打刻(国産のみ)	事務局より書類発送当日より6日間							キャンセルの場合、ペナルティ1万円
	⑧年式(モデル年式含む)	事務局より書類発送当日より6日間							キャンセルの場合、ペナルティ1万円
	⑨登録遅れ	事務局より書類発送当日より6日間							ノーペナキャンセルのみ
	⑩グレード(パッケージオプション含む)	事務局より書類発送当日より6日間							キャンセルの場合、ペナルティ1万円
	⑪検査期限	事務局より書類発送当日より6日間							別紙記載
	⑫乗車定員・積載量	事務局より書類発送当日より6日間							キャンセルの場合、ペナルティ1万円
	⑬車歴(レンター・営業・身障者仕様・その他改造)	事務局より書類発送当日より6日間							キャンセルの場合、ペナルティ1万円
	⑭型式改の表示なし	事務局より書類発送当日より6日間							
その他	⑮保証書・記録簿の有無	事務局より書類発送当日より6日間							別紙記載
	①ワンオーナー	事務局より書類発送当日より6日間							リオーナーは証明書類が必要。キャンセルの場合ペナルティ1万円
	②メーターの不一致	オークション開催日よりより180日							別紙記載
	③メーター(積算計)の故障	6日間	6日間	6日間	6日間	6日間	6日間	6日間	
	④冠水車	オークション開催日より90日							J U石川裁定による
	⑤接合車	オークション開催日より30日							
	⑥盗難車・遺失車輛・法的問題車輛	無 期 限							別紙記載
	⑦消火器の散布跡車	オークション開催日より30日							J U石川裁定による
	⑧初年度登録より10年または10万km経過車輛	×	×	×	×	×	×	×	
	⑨部品代20,000円未満	×	×	×	×	×	×	×	
修復歴の発覚	6日間	×	6日間	×	6日間	6日間	6日間		

・【×】はノークレーム      ・日数記載は開催日当日を含む日数      ・キャンセル時は陸送実費発生

## 第10章 手数料細則

### 第1条(AA手数料)

会員は車輛出品、落札において本規定が定める手数料をJU石川に支払わなければならない。

### 第2条(手数料の種類)

手数料の種類 手数料は出品料・成約料・落札料を基本とします。

### 第3条(基本手数料金額【消費税込】)

出品料	成約料	落札料			場内商談落札料			ネット落札
		組合員	協会員	AA特別会員	組合員	協会員	AA特別会員	
6,600円	9,900円	7,700円	8,800円	9,900円	11,000円	12,100円	13,200円	—

- \* ネット落札とは、JU入札ネット及びアイオーク入札・オートサーバー入札、その他ネットワークを利用して落札したものです。ネット落札料は、各落札代行システム会社に準じる。
- \* その他 JU走行管理システムにて走行の異常が発覚した場合、JU走行管理システム規約を遵守し出品取消しとする。その場合も出品料は徴収する。

### 第4条(代筆料)

出品申込書の代筆手数料はとして、新規出品・再出品代筆手数料は¥500とし。但し、JU石川の代筆による間違い等は一切の責任を負わないものとします。  
なお、基本的に再出品は前開催出品申込書のコピーを使用する。

### 第5条(出品取り消し)

出品受付後の出品取り消しの場合は、出品手数料は原則として徴収する。

### 第6条(手数料変更)

記念オークション、又は新規にコーナー増設や特別開催等を行う場合には、各基本手数料を別に定め事前に公示のうえ手数料を徴収する場合がある。

### 第7条(出品車ペナルティ)

ガス欠車はペナルティとして2,000円を徴収する。(搬入時・搬出時)



## 第11章 搬入出時間

### 第1条(搬入時間)

① ディスカウントコーナー	火曜日 午後 4 時まで
② 検付ディスカウントコーナー	火曜日 午後 4 時まで
③ MAX8万円コーナー	火曜日 午後 4 時まで
④ Kカーコーナー	火曜日 午後 4 時まで
⑤ 初出品コーナー	火曜日 午後 4 時まで
⑥ ゴールデンコーナー	火曜日 午後 4 時まで
⑦ アクシデントコーナー	火曜日 午後 4 時まで
⑧ バントラコーナー	火曜日 午後 4 時まで
⑨ エンディングコーナー	水曜日 正午まで

- \* 上記コーナー以外に特別にコーナーを設置する場合がある。
- \* 上記コーナー・特設コーナーで台数制限の場合は先着でその台数に達した時点で締切るものとする。
- \* 季節・記念オークション、又は新規にコーナー増設や特別開催等で、時間等が変更や制限される場合には、事前に公示して変更・制限する場合がある。

### 第2条(搬入方法)

1. 正確に明記した出品申込書を搬入車のダッシュボードにのせ、各コーナーの搬入待機場又は事務局・ガードマンの指定する場所へカギをつけたまま並べること。  
尚、搬入された車輛の中に出品申込書が入っていない場合は、出品店に通告することなく出品を取り消す場合がある。
2. 各希望コーナーへの車輛搬入は、出品コーナー規定に付属するものとし時間外の場合や当該車輛が各コーナーへの規定を満たさない場合は、JU石川の判断でコーナーを変更する場合がある。

### 第3条(搬出期限及び再出品)

1. 搬出期限はオークション開催日翌日、木曜日までとする。以後は流札・落札にかかわらず再出品の意志があるとみなし次回オークションへの出品手続きを行う。  
但し、オークション開催日翌日、木曜日までに連絡があれば出品手続きを行わない。
2. 搬出期限後の再出品取消依頼は、一切受け付けない。  
但し、やむおえぬ事情により搬出する場合は、入替車輛を準備できることを条件とする。

### 第4条(搬出時の注意事項)

1. 搬出後または搬出期限後の内外装のキズ・損傷・盗難・天災等の責任は一切負わないものとします。
2. オークション当日の車輛の移動並びに搬出はオークション終了後とする。

## 第12章 車輛検査

### 第1条(目的)

JU石川は出品車輛評価基準を保持しオークション取引環境を公正公平に維持するために車輛検査基準を定め評価するものとし、会員はその評価を参考にして取引に参加するものである。

### 第2条(出品店義務)

出品者は出品に先立ち、その品質・性能・瑕疵箇所について誠実に申告しなければならない。

### 第3条(検査)

JU石川に出品するすべての車輛評価は、出品者の申告内容等を理解しながら時間的制限内において一定の検査を行い評価基準に従って参考評価を付与する。

### 第4条(品質基準)

JU石川の品質基準は別に定める中商連オートオークション検査基準に準ずる。